# 12　横浜市立横浜商業高等学校

# いじめ防止基本方針

平成 26 年２月 27 日策定
令和　５年４月　１日改訂
令和　６年４月　１日改訂
令和　８年１月 23 日改訂

## １　いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

（１）いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（２）いじめの防止に向けての基本理念（学校の考え）

ア　あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

イ　いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

ウ　いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

エ　相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校をあげて生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

オ　教職員一人ひとりがつらい思いをしている生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。

## ２　学校いじめ防止対策委員会の組織と運営、活動内容

（１）構成

構成員は、校長、校長代理、副校長、生活保健指導部主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。必要に応じて他の教職員も構成員とすることができる。

（２）運営

「いじめ防止対策委員会」を原則、毎月１回以上開催し、生徒の情報共有やいじめの認知を行う。また、いじめの疑いがあった段階で直ちに開催するものとする。

校長は学校として組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進

捗の管理を行う。

（３）活動内容

学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核として、具体的には、次に挙げる役割を担う。

ア　未然防止

（ア）いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

（イ）いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知する役割

イ　早期発見・事案対処

（ア）いじめの相談・通報の窓口としての役割

（イ）いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

（ウ）いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

（エ）いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ　取組の検証

（ア）学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

（イ）学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

（ウ）学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

## ３ 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化

（１）いじめの防止

ア　生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

イ　人権教育や集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。 生徒自身がいじめについて考えを深める時間を大切にし、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる集団作りに取り組む。

ウ　教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

（２）早期発見

ア　いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることをしない。

イ　生徒からのSOSを積極的に引き出し、発信しやすくする仕組みや教職員との関係づくりを進めるとともに、生徒が安心して相談できる環境を整備する。定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、生徒からいじめの相談があったときは、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

（３）いじめに対する措置

ア　いじめの疑いがあった段階で、いじめ防止対策委員会を開催し、学校の組織的な対応につなげる。

イ　組織的な対応方針を決定後は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通すことが必要であるため、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

ウ　いじめを行った生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

エ　これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。生徒が発したSOSや保護者からの相談について、SC・SSW等の専門職と連携しながら組織で的確に対応し、教職員全員が共通認識で行動できるようにする。

オ　被害者、加害者の区別無く、必要に応じて教育委員会、児童相談所や地元警察など関係機関と連携を図る。

（４）いじめの解消

ア　いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

（ア）いじめに係る行為が少なくとも３か月止んでいること

（イ）いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

イ　いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する

ウ　「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒

については、日常的に注意深く観察する。

（５）特に配慮が必要な生徒

いじめは、どの子どもにも起こり得る可能性があり、特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

（６）学校運営協議会の活用

事案によっては、個人情報に適切に配慮しながら、事実を学校運営協議会に報告したり、助言を得たりする。

（７）教職員の研修

ア　生徒理解と人権意識に基づいて、高校生の発達段階に応じた適切な生徒指導の力を教職員が身につけられるよう研鑽する。

イ　いじめ防止について校内研修を実施し、全教職員がいじめは人権を侵害する問題であるとの認識を持ち、早期発見できる力を育成し、迅速な解決を図る力量を向上させる。

（８）取組の年間計画

毎月　いじめ防止対策委員会の開催
４月　いじめ防止対策委員会発足、重点指導内容の確認、前年度からの引継ぎ、
　　相談窓口の設置及び生徒・保護者への周知、職員研修
５月　いじめ早期発見のための記名式アンケート
６月　アンケート結果の共有、面談週間
７月　学年集会
８月　横浜子ども会議
９月　面談週間
10 月　Ｙ校祭
　（全職員が様々な形で生徒と関わりを持ち、その様子を職員間で情報交換する。）
11 月　学校評価アンケート
12 月　人権週間、いじめ防止啓発月間「いじめ解決一斉キャンペーン」
　　いじめ早期発見のための記名式アンケート
１月　アンケート結果の共有
２月
３月　年間の振り返り

## ４　重大事態への対処

（１）重大事態の定義

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たる。

ア　いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ　いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ウ　生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

（２）教育委員会への報告

重大事態（「疑い」を含む。）に該当すると判断した時は、学校は、直ちに教育委員会に報告する。

（３）事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

（４）調査結果の提供及び報告

ア　いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供を行う。

イ　いじめを行った生徒及びその保護者への説明を行う。

ア・イともに、情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ウ　調査結果について、教育委員会に報告する。

## ５　いじめ防止対策の点検・見直し

いじめ防止対策委員会を中心に「横浜商業高等学校いじめ防止基本方針」に基づく取組みが適切に機能しているか少なくとも年１回点検、見直しを行い、必要な措置を講じるものとする。